



平成25年(ワ)第478号 福島第一原発事故損害賠償請求事件

原告 90名

被告 東京電力株式会社, 国

## 第15準備書面

(避難の合理性に関するICRP勧告とWG報告書に対する批判)

2014(平成26)年7月31日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 鈴木克昌



外

### 第1 はじめに

- (1) 本書面は、原告らの避難の合理性という点について訴状57頁以下を補充するものである。
- (2) なお、以下では、ICRP勧告や低線量被ばくと健康への影響に関して科学的知見に言及するが、本件避難の合理性の本質は、原告らが、放射線への恐怖や不安を感じ、避難するか留まるかという選択を迫られたということにあり、科学的知見は、避難を選択したことが通常人を基準として合理的な判断と言えるのかを評価する上での前提事実の1つに位置付けられるものと考えられる。

### 第2 ICRP勧告とLNTモデルについて

#### 1 1977年勧告(甲B1)

- (1) LNTモデル(直線閾値なしモデル)とは、線量とガンや白血病などの発生

確率との間に直線的な関係を認める仮説である。すなわち、たとえ低線量であったとしても、被ばくをすることで、それらの疾病の発生確率はその分上昇し、放射線に安全線量はないという説である。

(2) これは、「委員会勧告の基礎となっているこのような基本的な一つの仮定は、確率的影響に関しては、放射線作業で通常起こる被曝条件の範囲内では、線量とある影響の確率との間にしきい値のない直線関係が存在するということである。」として、1977年のICRP勧告において採用され（乙B1, 10～11頁）、今日まで多くの支持を得て、維持されている。

### 3 1990年勧告（甲B2）

1990年勧告においては、「生体防御機構は、低線量においてさえ完全には効果的でないようなので、線量反応関係にしきい値を生じることはありそうにない」と述べられている（甲B2, 19頁）。

### 4 2007年勧告（甲B3）

2007年勧告でも、LNTモデルについて、「がんの場合、約100mSv以下の線量において不確実性が存在するにしても、疫学研究及び実験的研究が放射線リスクの証拠を提供している。遺伝性疾患の場合には、人に関する放射線リスクの直接的な証拠は存在しないが、実験的観察からは、将来世代への放射線リスクを防護体系に含めるべきである、と説得力のある議論がなされている。」、「認められている例外はあるが、放射線防護の目的には、基礎的な細胞過程に関する証拠の重みは、線量反応データと合わせて、約100mSvを下回る低線量域では、がん又は遺伝性影響の発生率が関係する臓器及び組織の等価線量の増加に正比例して増加するであろうと仮定するのが科学的にもっともらしい、という見解を支持すると委員会は判断している。」として、引続きこのモデルに基づいて放射線防護を考えていくことを確認している（甲B3, 16～17頁、）。

## 第3 低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループによる報告書（乙B

1) について

## 1 ワーキンググループの目的

### (1) 福島県民の不安の沈静化

当該ワーキンググループ（以下、単に「WG」という。）は、本件事故から約8か月後の平成23年11月、放射性物質汚染対策顧問会議（平成23年8月25日内閣官房長官決裁により設置。以下「顧問会議」という。）の下に設置された（乙B1の1.1）。

WGは、その取り組む課題に関し、「福島県に在住している方々にとっては、個人の低線量被ばくによるリスク評価、特に子どもや妊婦の健康リスクに関する不安がある。また、故郷に帰還しても地域のコミュニティが存続できるのか等、日常生活を営む上での基本的な不安がある。住民の方々に対する適切なリスクコミュニケーションの展開は、福島復興に向けた取組の前提条件である。このような状況の中、本WGは以下の3点について科学的見地からの見解を求められた。」（乙B1の1.2）としている。

ここで述べられている前半部分は、要するに、「福島県民の間に低線量被ばくに関する不安がある。」ということであり、後半部分は、「不安を解消するためにリスクコミュニケーションをする。」ということである。

ここで、WGは、「リスクコミュニケーション」という耳当たりの良い言葉を用いているところ、この言葉は、「コミュニケーション」という以上、危険に関する双方向の情報交換や意見交換を意味するはずであるが、現実には、一方通行の情報発信が行われたに過ぎない。

要するに、WGの目的は、福島県民の不安の沈静化のための情報発信にあったと言わざるを得ない。そして、そのような目的のために行われた議論の結果は、不安の沈静化に向けた誘導的な内容となるのが必至であるから、WG報告書（乙B1）の内容の信用性、正確性は、そのような視点から慎重に見極める必要がある。

## (2) 区域外避難者に対する賠償額の抑制

ところで、WGの会議は、平成23年11月9日から開始しているところ(甲B1, 25～29頁)、他方で、原賠審は、平成23年12月6日に中間指針追補(自主的避難等に係る損害について)を発表している(甲C1-2)。

中間指針追補では、避難区域外の住民についても一定の範囲で賠償が認められているが、その金額は妊娠中の女性と子どもを除くと1人8万円と極めて低額に抑えられている。

WGの議論と原賠審の自主的避難に関する議論が同時期に行われていたと見られることに鑑みると、WGの目的は、原賠審における自主的避難の賠償を低額に抑える補強材料を提供することにあつたのではないかという疑いも大いにある。

## 2 組織の構成、議論の期間について

(1) WGは、先述のとおり、平成23年11月、顧問会議の下に設置された(乙B1の1.1)。

顧問会議の構成員は政府によって人選され、WGの構成員は顧問会議座長によって指名された。その結果、WGの構成員9名のうち、6名(神谷研二、近藤駿介、酒井一夫、佐々木康人、高橋知之、丹羽太貫)が顧問会議の構成員から選出された。

上記のような組織の構造上、WGの人選には政府の意向が強く反映されていたと言わざるを得ず、最終的な判断が中立的なものであったとは言い難い(構成員は、政府関係者と放射線防護の専門家のみであり、かつ、その構成員の多くが低線量被ばくの健康リスクに否定的な立場であった可能性もある)。

(2) また、このような構成は、「ステークホルダーの関与は緊急時被ばく状況における防護戦略の正当化と最適化の重要な要素である」(ICRP Publication 109, 26頁)、「提案された防護戦略全体をすべての潜在的ステークホルダーのグループの代表と再検討することが重要」(同34頁)、

「参考レベルの値を選定するプロセスもまた、関係するすべてのステークホルダーの見解を適切に取り入れるために注意深くバランスをとるべきである」(甲B4, 17頁)というICRPの見解にも副わないものと言わざるを得ない。

(3) さらに、低線量被ばくの健康リスクは科学的に決着のついていない難問であるにもかかわらず、WGは、平成23年11月9日の第1回会議からわずか1年半後の平成23年12月22日には報告書を発表しており、期間的に見ても、十分な議論に基づいて報告書が作成されたとは言い難い。

(4) このように、報告書の内容以前に、WGには、その構成や審議期間などの点に問題があり、やはり、内容の信用性、正確性の評価は慎重に行う必要がある。

### 3 低線量被ばくによる健康リスクについて

(1) 乙B1では、年間100mSv以下の被ばくによる発がんリスクの明らかな増加は科学的に証明が難しいとされている。

しかし、ICRPは、LNTモデルを前提として、約100mSv未満の線量でも、線量が増加すれば、それに直接比例してがん等の発生確率は増加すると仮定している(甲B3, 23頁)。このLNTモデルに従えば、現在の科学では証明が難しいとしても、発がんリスクが無いと言うことはできない。

(2) また、「100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さい」という「国際的な合意」があるという点も、根拠が不明である。

仮に、この「国際的な合意」が国連科学委員会のことを指しているのであれば、国連科学委員会の見解を不正確に流用するものである。すなわち、国連科学委員会は、他の要因による発がんの影響だけで発がんリスクが隠れてしまうとしているわけではなく、それに加えて、統計的検出力、系統誤差、被ばく量の推定の不確実性等の要因の評価を含むと述べている。換言すれば、「十分な検定力が得られないのは、“他の要因による発がんの影響によって隠れてしま

うほど小さい”ことだけが理由ではなく、十分なサンプルサイズが確保できないという理由が同時にあ」る（甲B7, 317頁左段）とするのが国連科学委員会の見解である。

- (3) なお、インドのケララ地方住民の疫学調査の例も挙げられているが、ICRP 1990年勧告において、高自然放射線量地域に住んでいる集団についての報告については、低線量被ばくの調査として、「方法論上の難点をいくつか抱えている」ことが指摘されている（甲B2, 21頁）。

#### 4 年間20mSvという低線量被ばくの健康リスクについて

- (1) 乙B1では、避難指示の基準である年間20mSvの被ばくによる健康リスクは、放射線防護措置を通じて十分にリスクを回避できる水準であるとしている。

そして、年間20mSvというのは、緊急時被ばく状況（「被ばくを低減させるためにとられる対策が混乱を起こしているかもしれないような、異常でしばしば極端な状況」（甲B3, 59頁））の参考レベルとしてICRP 2007年勧告が定めた20～100mSvという基準のうち、安全性の観点から最も厳しい値を採用したとのことである。

なお、「参考レベル」とは、緊急時被ばく状況及び現存被ばく状況の防護の最適化のための個人線量レベルで利用される用語で、「線量拘束値」とは、計画被ばく状況の際に利用される用語である。そして、「線量拘束値は、これを超えれば、与えられた被ばく源に対して防護が最適化されているとは言えず、したがってほとんどいつも対策を取らなければならない線量レベルである」（甲B3, 55～56頁）。

- (2) ところで、ICRPが定めたこれらの基準は、科学的に安全性が確認されている基準として定められたものではなく、1977年勧告の「すべての被曝は、経済的および社会的な要因を考慮に入れながら、合理的に達成できるかぎり低く保たなければならない」（甲B1, 4頁）というALARAの原則に従い、

ICRPが経済的及び社会的な要因を考慮して、合理的に達成すべき参考数値として定めたものである。

つまり、この数値は、健康への影響の出ない安全値という趣旨で定められた数値ではなく、「“安全”と“危険”の境界を表すものではないのである（甲B3, 55頁））。

- (3) ICRP Publication 111によれば、現存被ばく状況の汚染地域内に居住する人々の防護の最適化のための参考レベルは、1～20mSvのバンドの下方部分から選択すべきとし、長期の事故後の状況における最適化プロセスを拘束するために用いられる代表的な値は1mSv/年であることを示すとしている（甲B4, 17頁）。

そのうえで、被ばくが参考レベルより下に低減されたという事実は、防護対策を打ち切るための十分条件とはならないとも述べており（同18頁）、被ばくは可能な限り避けるべきという考え方が前提となっているのである。

- (4) さらに、ICRPの基準について、より厳しく健康へのリスクがあるという方向で批判をする研究機関もある。

たとえば、欧州放射線リスク委員会（ECRR）は、「公衆の構成員の被曝限度を0.1mSv以下に引き下げる。原子力産業の労働者の被曝限度を2mSvに引き下げる」と勧告しており（ECRR 2010年勧告, 甲B5）、これは、ICRP 2007年勧告の現存被ばく状況の参考レベルよりも10倍厳しい放射線防護基準である。

- (5) 以上のとおり、年間20mSvが安全かどうかについては、科学的な証明がなされているわけではなく、この数値は、ICRPによって定められた政策的な参考数値なのである。

すなわち、乙B1は、健康リスクを回避できる水準として年間20mSvという数値を用いているが、上記数値は、緊急時被ばく状況や現存被ばく状況における放射線防護の暫定的な目標値として採用することが許容されることは

あっても、この数値をもって健康リスクの安全性を決め付けるための基準として持ち出せるものではない

## 5 他原因の健康リスクとの比較について

- (1) 乙B1によれば、低線量被ばくよりも、喫煙や肥満、野菜不足等による健康へのリスクの方が高いとされている。しかし、低線量被ばくのリスクが十分解明されていないことに鑑みると、このような指摘が科学的に正しいのかは判断が困難である。また、仮に正しい面があったとしても、上記のリスクは選択的な関係にあるわけではなく、低線量被ばくによるリスクは、喫煙、肥満、野菜不足等のリスクに上乘せされるものと見なければならぬ。
- (2) そもそも、喫煙、肥満、野菜不足などは、基本的に個人の決定に密接に関連する健康リスクであり、これと、他害的な被ばく（もちろん、自然放射線による被曝や医療上の被ばくは除く）のリスクを同列に扱うこと自体が不相当である。

WGも、「事故による被ばくによるリスクを、自発的に選択することができる他のリスク要因（例えば医療被ばく）等と単純に比較することは必ずしも適切ではない。」（乙B1の2. 2(3)②）として、その不相当性を認めている。それにも関わらず、あえて単純に比較しているのは、先述のとおり、WGの目的が福島県民の不安を沈静化するための情報発信にあったからと言わざるを得ない。このような場面で、適切ではないと言いながらあえて言及するのは、低線量被ばくのリスクを矮小化するためのレトリックとして効果があると考えたからに違いなく、懐疑的な視点を持って見る必要がある。

## 6 小括

これまで述べてきたとおり、乙B1は、科学的な結論の出ていない低線量被ばく問題について、健康リスクを非常に低いものとして評価し（ないしは非常に低いものと思えるような説明の仕方をし）、科学的に根拠のない安全性を強調している。



まさに、低線量被ばくは危険ではないという結論が先にあり、それを導くための報告書となっているのである。

### 第3 避難の合理性について

- 1 冒頭に述べたとおり、本件で問題となるのは、低線量被ばくによる健康リスクについての科学的立証ではなく、避難という選択が通常人を基準として合理的な行動といえるかどうかである。
- 2 そして、上記のとおり、低線量被ばくによる健康への影響という問題は、科学的には結論の出ていない問題であり、低線量被ばくであれば健康への影響がないとは全く保証されていないのである。
- 3 我が国は、世界で唯一の戦時被ばく国で、放射線に対する恐怖意識が国民に根強いのは公知の事実であり、線量が高いということは、それだけで住民にとっては不安でしかない。  
そのため、線量がほかの地域よりもわずかでも高いということで、自分や子どもへの健康被害をおそれて避難するという選択をしたとしても、その判断は、何らおかしいことではない。
- 4 したがって、いわゆる低線量の地域であったとしても、被ばくの影響をおそれて避難を選択することは、通常人をして合理的な判断といえ、原告らの避難の合理性は明らかである。

以上